

上灘地区



避難所の運営

マニュアル



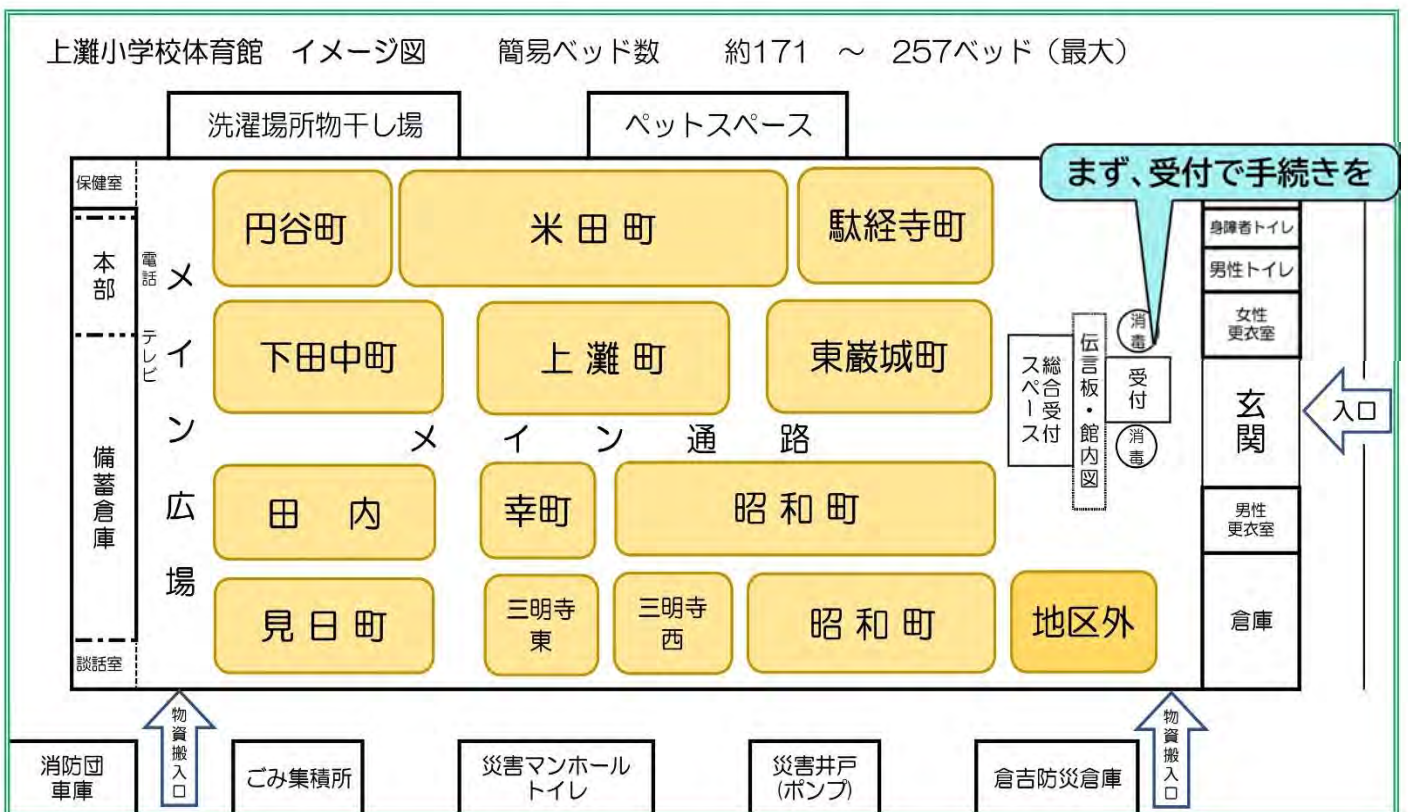
(上灘地区の小・中学生作成)

上灘地区振興協議会
上灘地区自治公民館協議会

《重要》

倉吉市から警戒レベル4『避難指示』が発表されたら
住民の皆さんは危険な場所から**全員避難**してください。

避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3『高齢者等避難』で危険な場所から**避難**
してください。



◎大切な家族の命や生活を守るため早めの避難


◎「支え愛マップ」の作成見直しを行い、声かけ合って早めの避難

上灘地区の避難所運営マニュアル

『避難所運営手順』

災害の発生または発生する恐れがある場合、避難所開設し運営するにあたり、事前に準備しておく事項など基本的な手順を示します。

なお、災害の種別や規模により臨機応変に対応することとなります。

 避難所	避難所	2 ページ～4 ページ
災害の 恐れ	避難所の開設	5 ページ
発災	受け入れ準備	6 ページ
初 動 期	避難所の運営	7 ページ～8 ページ
	避難所で配慮すること	9 ページ～10 ページ
平時	事前の取組	11 ページ
	< 付表 >	12 ページ～16 ページ

避難所

近年、大規模地震や大雨による風水害が発生する傾向があります。いざという時は地区住民が中心となって避難所を開設し運営することとなります。



1 避難する場所には種類があります

① 指定緊急避難所(一時避難場所)

災害から身を守るために緊急的に避難する場所で、土砂災害、水害、津波、地震などの災害種別ごとに指定されていることがあります。
身近な施設でとりあえず安全を確保できる場所。

② 指定避難所

災害から避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要期間滞在したり、災害によって自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設です。

③ 福祉避難所

高齢者、障がいのある方、乳幼児や妊産婦など配慮を要する方(要配慮者)の避難所で、一般向けの避難所では生活に支障が生ずる方の二次避難所です。通常は、災害発生当初から利用することはできません。



※他地区の高所にある避難所や親戚に避難(分散避難)することも考慮する。
※緊急時は命を守る行動をとる。

2 避難所を運営するのは？

① 地区住民の皆さんです

指定避難所を開設し、運営するうえで中心的な役割を果たすのは地域住民です。災害に備え「避難所運営委員会」を設置します。避難所の開設から運営までの手順や、連携する団体の連絡先、避難の支援が必要な方などについて把握しておくことが必要です。

② 施設管理者

避難所となる施設の管理者とのコミュニケーションも大切です。避難所として使用できる範囲や、いざというとき開設するための鍵の管理などについて決めておく。

③ 倉吉市の職員

災害の発生や災害の恐れがある場合の避難所開設について収容人数等の情報等や必要物資について、緊密にやり取りすることになるため、普段から連絡を取り合っておく。

④ 医療機関、NPO、ボランティア団体等との連携

大規模災害が発生した時の地域の医療体制はどうなるのか、支援物資の受け入れや管理をどうするのか、ボランティアの申し出やマスコミに対しどのように対応するかなどについても避難所運営委員で相談しておく。

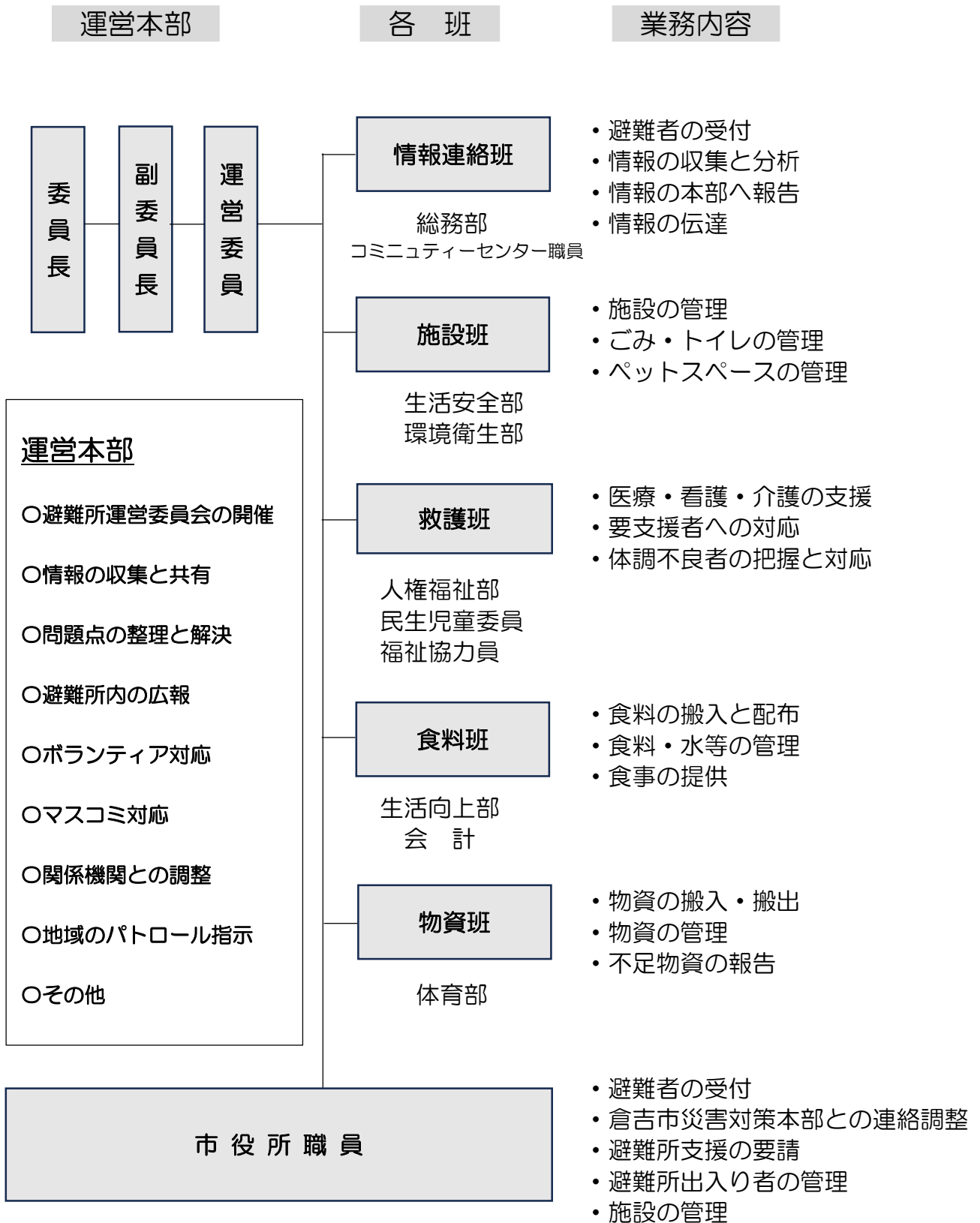


避難所の運営組織

1	避難所運営本部	上灘地区自治公民館役員
	委員長	上灘地区自治公民館協議会長
	副委員長	上灘地区自治公民館協議会副会長
	委員	上灘地区各自治公民館館長
2	情報連絡班	総務部、上灘コミュニティセンター職員
3	施設班	生活安全部、環境衛生部
4	救護班	人権福祉部、民生児童委員、福祉協力員
5	食料班	生活向上部、会計
6	物資班	体育部
7	施設管理者	倉吉市職員

※ 避難所運営は災害の種別や規模により避難者が流動的になるため、避難した自治公民館等の役員及び避難者(各町の避難者の中で担当)で臨機応変に運営することになります。

『避難所の組織図と業務内容』



避難所の開設

3 避難所の開設

指定避難所(近隣含む)

指定避難所	想定最大洪水	計 画 洪 水		地震	土砂
市立上灘小学校	△	△ 校舎	2階以上利用可	○	○
倉吉交流プラザ	×	△ 2階	福祉避難所	○	○
県立倉吉総合看護専門学校	×	△ 校舎	2階以上利用可	○	○
子育て総合支援センター	×	×	福祉避難所	○	○
エースパック未来中心	×	△	2階以上利用可	○	○
県立倉吉東高等学校	×	△ 校舎	2階以上利用可	○	○
市立東中学校	×	△ 校舎	2階以上利用可	○	○

※想定最大洪水とは、1,000年に1回程度(0.1%/年)で発生する降雨量を想定。

※計画洪水とは、20～100年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定。

①避難所の開設基準

指定避難所	開設基準(判断)	開設担当者	開設の住民広報
市立上灘小学校	倉吉市災害対策本部	倉吉市職員	防災無線 防災無線アプリ 車両による広報 倉吉市ホームページ データー放送 メール等
倉吉交流プラザ			
県立倉吉総合看護専門学校			
子育て総合支援センター			
エースパック未来中心			
県立倉吉東高等学校			
市立東中学校			

②避難所の安全確認と開設の判断

- ・倉吉市の建築士による検査を行い問題がないか確認する。
- ・施設の被害状況を確認し、避難所として開設できるかを確認する。
- ・電気、ガス、水道や電気等の通信機器が使用可能か確認する。
- ・危険物の撤去や危険区域への立ち入り禁止措置(張り紙等の掲示やロープを張る)を行う。
- ・建物の安全が確保できない場合は別の避難所への移動を検討する。

受け入れ準備

4 避難所開設と避難者の受入の準備



①避難所開設の準備

建物の安全を確認し「二次災害のおそれはない」と判断したら、避難者受入の準備をします。

②事務作業に必要な資器材の準備



項目	資器材	備考
設備等	電話、パソコン、ラジオ、テレビ 拡声器、放送設備、照明器具、非常用発電機	必要に応じ市が 準備
物資 機材等	長机、イス、筆記用具、各種様式、燃料、電池等、 掲示板(ホワイトボード等)	

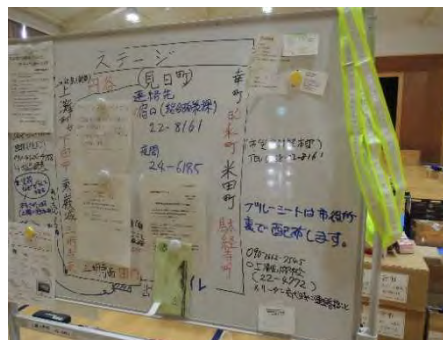
③各種スペースを確保

共有スペース

運営本部	受付	掲示板・掲示場所
面会室、談話室	救護施設(保健室)	調理場所(給食室、校庭)
更衣室、授乳室	洗濯場・物干し場	仮設トイレ
ごみ置き場	仮設風呂・シャワー	喫煙所
駐車場	ペット飼育場	

④受付の設置

建物の入口付近に机、イス、筆記用具、避難者カード、避難者台帳等を用意する。
また、避難所生活ルールを周知するための掲示板等も用意。



平成 28 年 10 月 21 日 鳥取中部地震避難所(上灘小学校体育館)

避難所の運営

5 避難所の運営

開設準備が整ったら、避難者を受付し、受入スペースに誘導する。(状況により準備が整う前に避難者を受け入れる場合もある)

なお、避難者の個人情報の取り扱いには十分注意する。
受付時の避難者の記入は「避難者カード」「健康チェックリスト」です。

① 避難所運営会議

朝・夕、定期的に避難所運営会議等を開催し、役割分担・情報の共有・避難者対応の問題点などを確認する。会議録も作成し、掲示板等で避難者に伝達する。

協議事項の例

避難所生活ルールの調整	避難状況や活動状況の情報共有
各町での問題点について情報の共有	各班の問題点の共有
避難者の意見・要望	課題等への対処法等の検討
他団体との情報共有	ペットの対応について

② 情報の収集と伝達

テレビ、ラジオ、インターネットの他、市役所や他の避難所へ出向き、情報を収集する。収集した情報は、掲示板や館内放送で避難者に伝える。個人情報等は、取り扱いに注意し各世帯の代表者から避難者に伝達してもらう。

必要とされる情報例

被害状況	避難情報
道路交通状況	医療機関等の状況
食料・物資の配布、給水状況	ライフライン復旧状況
ごみ・し尿の収集等の状況	り災証明書、給付金等の情報
営業している店舗の情報	



平成 28 年 10 月 21 日 鳥取中部地震避難所(上灘小学校体育館)

③食料や物資の管理

- ・食料は消費期限や賞味期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記載します。
- ・食料は直射日光や暖房のあたる場所を避け、低温で清潔な場所に保管します。
- ・離乳食やアレルギー対応の食料は、普通の食料とは別に管理します。
- ・不足している物資や数量を把握し、倉吉市に支援を要請します。

④食料や物資の配給

- ・配給の基準をルールとして定めます。
- ・配給は「平等」が原則ですが、要配慮者等への優先的な配給も検討します。
- ・女性の担当者を配置し、女性用品の配給や要望を受付します。
- ・離乳食やアレルギー対応の食料は、必要とする方に優先して配給します。
- ・消費期限を過ぎた食料は全て廃棄します。
- ・在宅避難者への配給方法も検討します。(物資の状況により配給の方法を考えます)
- ・各町の公民館等に避難した場合の配給は、指定避難所(上灘小学校)で取りまとめ各町の代表者が受け取りに行く。

《県内の備蓄品》

県・市町村全体で 24,000 人分を備蓄しているが、道路や輸送の状況により支援物資が届くのは数日かかることもあり、避難する場合は 2～3 日分の薬や水・食料を持参し避難所へ行くことを進めます。(2024 年現在)



⑤衛生管理

災害時には、感染症のリスクが高まります。避難所の衛生状態を保ち、感染症の発生・拡大を防ぐように努めます。

ゴミ	ゴミ集積場の設置・清掃・ゴミの分別収集の徹底
風呂	当番制で清掃の実施
トイレ	人数に応じたトイレ、要配慮者のための洋式仮設トイレの確保 水が使えない場合は簡易トイレの準備と併せ凝固剤を準備 上灘小学校体育館北側のマンホールトイレの使用 トイレ用水やトイレトペーパーの確保 トイレの清掃の徹底
掃除	避難者全員での清掃、当番制による共有部分の清掃実施
衛生管理	手洗い・消毒の徹底、健康状態の確認、食器の洗浄の徹底
ペット	ペット共存のためのルールづくり、飼育者名簿の作成 居住空間へのペット持ち込み禁止※ ペットの飼育場の確保と清掃(状況を見ながら指示)
生活用水	飲料・調理・洗浄水の確保、トイレ用の水の確保 指定避難所内での水の使用目的の区別及びその指示

※指定避難所では居住空間に盲導犬・聴導犬・介助犬を受け入れる義務があります。

避難所で配慮すること

6 避難所で配慮すること

①一人ひとりが安心できる避難所に

- ・介護等の支援が必要な方

高齢者や障がいのある避難者には、使用しやすい場所を確保し、体調に配慮する必要があります。

福祉避難所への二次避難の必要性についても検討します。



- ・女性への配慮

備蓄物資に生理用品がなかったり、避難所でチカンや性暴力の被害にあったりするトラブルが発生しています。また、妊産婦の体調管理や授乳できる場所の確保について配慮が必要です。

更衣室(簡易更衣スペース等)の設置についても配慮が必要です。



- ・マイノリティ(外国人、性的少数者)への配慮

外国人の被災者が想定される地域では、外国語による表記を併記したり、食べられない食材がある方に配慮が求められます。

性的少数者(LGBT)についても、気持ちよく避難所を利用できるよう配慮しましょう。

②在宅避難者への配慮

- ・情報や物資の共有

安全が確認された後、自宅が無事だった世帯は家で寝泊まりします。倉吉市からの情報や外部からの支援物資は避難所に届けられます。これらの情報や救援物資を避難所の避難者と在宅避難者で共有する必要があります。

- ・安否確認

高齢の在宅避難など支援を必要とする方については、定期的に訪問して安否確認を行ったり、情報や物資を届けたりするなどの共助が大切です。



③ルールを周知することが大切です

避難所での共同生活は、避難者間でのトラブルが予想されます。最低限守らなければならない避難所生活ルール確立し、避難者に説明します。

生活時間	起床・消灯・食事など規則正しい生活時間を定めます。
生活空間の利用方法	居住空間は土足厳禁とし、脱いだ靴は各自で保管します。 居住スペースと通路の区分を養生用テープ等で明示する。 来客の面会は、原則として共有空間や屋外とします。 避難所敷地内では原則として禁煙です。施設のルールに従ってください。 退所や外泊等の場合は、必ず受付で手続きを行います。
食 事	食事の配布は、原則として各町単位で行います。 食器は可能な限り、食器用洗剤や消毒剤による流水洗浄を行います。 水の確保が難しい場合は、使い捨ての容器や食器にラップを貼って使用します。
プライバシーの保護	住空間は、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。 携帯電話での通話は、周囲の迷惑とならないように配慮します。
清掃・衛生管理	世帯スペースは原則として各世帯が、共有部分については避難者全員で清掃します。 1日1回以上は、避難所全体の換気を行います。 トイレの使用方法を厳守し、環境美化、清掃、消毒に協力します。
洗 濯	洗濯は、原則、各世帯単位で順番に実施できるように配慮します。
ゴミ処理	ゴミは各自で必ず分別をして、責任を持ってゴミ集積場に捨てます。 汚物・吐物等処理したゴミは、内容物が漏れないように密閉します。
感染症対策	感染予防のため、食事前やトイレ後は、必ず流水で手洗い、アルコール消毒液の手指への擦り込みを行い、うがいや歯磨きなどに努めます。
ペットの受け入れ・世話	ペットの受け入れについては、他の避難者への迷惑にならないように努めます。 ペットは飼育場で管理し、飼い主が協力し合い、定期的に清掃します。



事前の取組

7 避難所について事前の取り組み

①避難所運営についての準備

市役所に相談し、地域の住民と市役所の職員、施設管理者を中心に避難所運営について協議しておく。委員会のメンバーについては、女性や介護経験者、民生委員、社会福祉協議会の職員など、多様な意見と情報が反映されるよう工夫が必要です。

②避難所の近隣に関する情報を事前に確認

避難所を利用する地区の範囲や避難世帯・人数、住民の年齢構成や要配慮者の人数などについて確認します。要配慮者については、いざというときの安否確認の方法などを自治公民館ごとに検討しておきましょう。

避難所の地理的特性や、想定される避難経路、さらに避難経路にどのような危険が生じうるか情報を整理し、対応策について検討しておきます。



③施設や備品の確認

・避難所となる施設の確認

避難所となる施設について、施設管理者とともに、避難所として使用できる範囲、各スペースの使用方法について確認します。また、危険な場所や一般の立ち入りを禁止する場所、立ち入りを防止するための方法についても検討します。

避難所の立ち入り禁止場所

指定避難所	立ち入り禁止場所
市立上灘小学校	一般的に事務所、特別室等(職員室・校長室・資料室)などが想定されますが、避難者の人数等状況により施設関係者などと協議し決定することとなります。
倉吉交流プラザ	
県立倉吉総合看護専門学校	
子育て総合支援センター	
エースパック未来中心	
県立倉吉東高等学校	
市立東中学校	

防災関係機関

防災機関	緊急電話	代表電話	備考
倉吉市災害対策本部	22-8162	22-8111	行政と情報共有と支援要請
倉吉消防署	119	29-5119	救急要請
倉吉警察署	110	26-7110	警察要請

付表 倉吉市地域防災計画より

- 様式 3-6-4 避難者名簿
- 様式 3-6-3 避難者カード
- 様式 3-06-07 受付時 健康状態チェックリスト
- 様式 3-06-08 避難者 健康チェックシート

避難者カード

避難所名 _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">受付番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	受付番号	
受付番号			

世帯代表者					避難形態	避難所・車中 その他()		
入所年月日	年 月 日			住所				
世帯構成	名前	性別	年齢	病気	アレルギー	障がい者手帳の級 要介護認定	運営に協力できること (資格・特技等)	
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()		
		男・女		有・無 ()	有・無	障がい者手帳 級 要介護()		
安否確認のための情報開示希望				希望する ・ 希望しない				
要配慮者としての支援希望				希望する ・ 希望しない				
電話・携帯番号			電話:		携帯電話:			
緊急連絡先								
被災状況				家屋(全壊・半壊・一部損壊) その他()				
車種・ナンバー								
食料、物資等の配布を				希望する ・ 希望しない				
備考								
退所年月日				年 月 日				
退所先				(連絡先:)				

(注1) 「受付番号」の欄には、避難所ごとに一連の番号を記入すること。

(注2) 1世帯ごとに1枚の避難者カードを配布し、記入すること。

(注3) 「備考」の欄には、必要な支援内容など避難者個人に係る特記事項を本人の了解のもとに記入すること。

安否確認に関するアンケート

- ① 避難する際に、地域の自治公民館長等に避難所に行くことを報告されてから来られましたか。
 ・いいえ ・はい ⇨自治公民館長 ・その他()
- ② 安否確認情報の共有のため、自主避難されたことを、地域の自治公民館長等に情報提供してもよろしいですか。
 ・自分から報告します。 ・情報提供することに 同意します。 同意しません。

避難者健康チェックシート

住所	氏名 (ふりがな)	年齢

(避難所名)

体温測定		／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)	／ (土)	／ (日)
		朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃	朝 ℃
		昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃	昼 ℃
		夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃	夜 ℃
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)
チェック欄								

応 (様式 3-06-08)

附則

このマニュアルは令和 8 年 5 月 1 日から適用する。

(鳥取県倉吉市)
 《 編集作成 》 上灘地区自治公民館協議会
 生活安全部